

# 総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 7 年 12 月 3 日 (水) 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・中平副委員長・首藤委員・谷村委員・米弥委員  
田村大治郎委員・吉津委員・重村委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 上田委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・杉村次長補佐
8. 協議事項  
12 月定例会本会議（11 月 28 日）から付託された事件（議案 16 件）
9. 傍聴者 4 名
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午前 9 時 30 分 散会 午前 11 時 54 分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 12 月 3 日

総務産業常任委員長

重 廣 正 美

記録調製者

杉 村 紀 子

— 開会 9:30 —

重廣委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いします。

それでは、これより、本委員会に付託されました議案 16 件について審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となります。審査の都合により、別紙一覧表のとおり変更することとしたいと思います。御異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）御異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することと決定いたしました。

始めに、議案 8 号「長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

消防長 補足説明を申し上げます。今回の一部改正における施行期日につきましては、派遣職員は、長門市、下関市、美祢市の三市が共同で指令業務を行う山口西部消防通信指令事務協議会との兼務職員となることから、同協議会の施行日である 2 月 1 日としたものであります。以上で補足説明を終わります。

重廣委員長 補足説明が終わりましたので、質疑を行います。ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 11 号「長門市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

消防長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 今の議案第 11 号なんですが、参考資料で言いますと 13 ページにございます。2 改正の内容の(5)「火災とまぎらわしい煙等を発生するおそれのある行為等」、まぎらわしい行為とは何かと、届け出がどういうふうになるのかをお伺いいたします。

警防課長 これまでも、どんど焼きや、キャンプファイア等の行為は、火災とまぎら

わしい煙または火炎を発する恐れのある行為として届け出が必要であったものに、今回焚火が明文化されたものです。

中平委員 届け出等というのは、もちろん電話等でも文書等でもよろしいということでしょうか。

警防課長 届け出の中には、火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為、この度の焚火を含む届出書とか、煙火の打上げ仕掛け行為届、水道断滅水届等諸々ございますが、この度の焚火に関しては電話でも受け付けるようになっております。

田村委員 林野火災に関する注意報に関する事項の改正によると、並びに警報の発令中における火の使用の制限に関する事項の改正による、どちらもですけど、火の使用者に対して強制力というのはこの条例改正によってもたれるというか、つくんでしようか。

警防課長 林野火災注意報、警報発令時、火の使用の制限に従わなかった場合について、林野火災注意報にあっては努力義務のため罰則は定められていませんが、林野火災警報については消防法により 30 万円以下の罰金または拘留が課せられています。

田村委員 先に罰則まで答えていただいてありがとうございます。ということは、警報の発令中における使用の制限を守らなかつたものに対して罰則があるということで、これ、今回新しく追加されたのではなくて、これまでと変わらないということですかね。

警防課長 これまでも消防法による罰則規定はございました。

田村委員 では、似たような質問になりますけど、長門市火入れに関する条例における火入れの中止に関する事項ですが、これについて強制力と罰則を同じようにお答えください。

林業振興班長 従前より火入れの許可中であっても、強風注意報、火災警報が発令された場合には火入れは行つてはならないと明文化されておりましたものに加えまして、この度の改正により、乾燥注意報、林野火災注意報または林野火災警報が発令された場合には火入れは行つてはならないという強制力が働くことになります。

田村委員 罰則について、ありましたらお願ひします。

林業振興班長 罰則につきましては、森林法第 205 条により、20 万円以下の罰金。これが保安林の場合でしたら 30 万円以下の罰金というものが科されるように規定されております。

田村委員 これは燃やそうとしたら罰則があるんでしょうか。先ほどのも合わせてお願いしたいんですけど、燃やそうとしたらダメなのか、燃やしたらダメなのか、それが燃え広がつたらダメなのか、そのあたり、どこが区分になるのでしょうか。

林業振興班長 この罰則が働くのは、森林法に基づき、火入れの申請をせずに火入れを行つた場合となっております。また、この火入れを行つたあとに他人の森林を焼

毀した場合には罰則が働くということで、無許可で火入れをした場合と、火入れによって火が延焼してしまった場合、それぞれに罰則が森林法で規定されております。

田村委員 先ほどの警報発令中における罰則がありましたけれども、この罰則が適用されるタイミングは、今で言いますとどこに、燃やそうと火をつけようとしたらなのか、つけたらなのか、燃え広がったらなのか、いかがでしょうか。

警防課長 林野火災注意報が発せられた時は、屋外における火の使用の制限に努めなければいけません。また、林野火災警報の発令された時には、屋外における火の使用の制限に従わなければなりませんということとなります。実際に警報発令中に焚火行為を行っておれば、私どもがに向いてその行為の中止を、話をするようになると思われます。その行為で従わないということになりますと、もう警察のほうとの連携になってくると思います。

田村委員 今回の条例の改正の内容です。それから、強制力と罰則について今お伺いしましたけれども、これらの市民に対する周知をしっかりしていただきたいと思いますけれども、周知の方法を聞いて私は終わりたいと思います。

警防課長 林野火災注意報、警報発令した場合は、防災メール、長門市公式 LINE の配信等を行うとともに、消防車両による警戒パトロール時において広報を行うこととしております。

重村委員 田村委員と重複するところもあるかもしれません、ちょっと具体的に、この条例改正によって、私たちの市民生活の中で運用していく上で、今まで、やはり中山間地域っていうのは、例えば野焼き、畠を焼く、基本的にはダメだけれども、きちんと届け出をして、安全確保ができているという状況であれば許可が下りてたと思うんですけども、今回のこの条例改正によって明らかに、そういう届け出をした場合ってのは、ご本人のやっぱり意思で、ちゃんとした手続きが取れてれば許可をしないといけない立場にあるとは思うんですけど、明らかにこう厳しくなっていくのか。例えば、届け出はしてもこういう注意報が出てますから許可は出せませんとか、そういう事態とかいうのも、想定されていくようになるのかどうなかていうのは、電話レベルじゃダメですか、大きい畠を焼くようなことであれば、事前に現場も確認をしないと許可が出せませんとか、運用上で、今罰則うんぬんとかいうのもありましたけど、私たちが生活していく上で大きくこの条例改正によって変わっていくものなのか、消防署としてある程度の制限の権力を持っていくのか、そこあたり、ちょっと具体的にお話を聞いていいですか。

警防課長 あくまで条例に基づいて届出をしていただきます。警報によっては火の使用の制限がかかります。焚火の注意報時に届出をされた方には従来通り消火の準備等の防火指導は行っています。

重村委員 やはりなんて言いますか、消防署としてはできる権限っていうのが、やっぱ明文化もされてますし、飛び越えてっていうことはできないかもしれませんけど、昨

今の状況を見ると、やはりこう厳しくなっていくっていうのは市民の方にもご理解いただけると思うんですよ。今後、運用される中で、いや、今日はほんとに届出をきちんとされて、安全面も確保されてるけれども、消防署としては火を入れてほしくないという時っていうのは、私は指導的にある程度、今日の状況では、消防署としては火入れをしてほしくないというようなことも、私は、明言をされる場面があってもいいんじゃないかなっていうふうに思うんですけど、それは、プロフェッショナルの感覚から見て、これは危険だと、そういうリスクは絶対にあるといった時は、公務員ですからなかなか、それを飛び越えてっていうことはできないかもしれないけど、そういう意識も持ちながら、私はこの条例改正っていうのは運用に努めるべきだというふうな見解を持ってますけど——これは消防長って言っちゃいけんのだよな。そこらあたり、この条例改正によって、より意識を高く持って、消防署として長門市を守っていくという観点から、そういう見解を持ちながら運用についてしていくところを、ぜひきちんと明言をしていただきたいなと思うんですけど、よろしくお願ひします。今一度の場面でのほうが良ければ、その時にお答えをいただくということで…。

**重廣委員長** 消防長の立場になると思いますので、今一度お願ひいたします。ほかにございませんか。

**中平委員** 今、田村委員と重村委員がほとんど言われたんですけど、やはり僕、消防団10年ほどいたんですよね。火災と言ったらほぼ林野火災で、ちょっと言えば届出のない野焼きということで、本当、重村委員の言われる通りね、もしそういうことがあつたら、やはり届出があった、いや、今日、風が強いからダメですよというような、きっとやはり言い切るようなやっぱ強い姿勢も大切だと思います。1つ、今キャンプが、今流行ったわけじゃないんですけど、結構キャンプの方々が、もちろんその人は届出がいるとかそういうのがわからなくてやってる場合があります。そういうとこの対処のほうも、キャンプするようなとこには看板立てるとかのこともお願いして、返答できれば返答してください。お願ひします。ごめんなさい、質問が悪すぎました。

**首藤委員** キャンプの方がキャンプ場で焚き火をするときには、そのキャンパーが届出するのか、貸し出しているキャンプ施設のほうが届出するのか、どちらになりますか。運用的な話ですが。

**警防課長** 国の質疑応答によりますと、キャンパー個人ではなく、管理者が届出をするという形になっております。

**重廣委員長** ほかにございませんか。それでは、今一度、議案第11号の全般にわたりご質疑ありませんか。

**重村委員** 先ほどすいませんでした。簡単に申せば、再度言うこともないと思いますけど、ある程度条例、それから法令に則って、消防署っていうのは運用されるべきでもあるし、市民にそれ以上の権限を行使するということもなかなか難しいと思います。しかし、条件下、今日の条件っていうのは非常に厳しいと。火を入れてほしくないとい

ったような条件下の時に、届出があって、条件が揃ってるからわかりましたと言うんではなく、今日は例えお控えをいただけませんかと。今日の火入れは控えていただけませんか。そこらあたりっていうのは、私は、なんて言いますか、こういう条例を制定して、今度新しい運用になっていくときに、そのくらいの指導なり権限っていうのは、私は持つていいんではなかろうかというふうに、ダメですっていうのは、これはまたどうなのかなっていうふうに思いますけど、いや、今日の条件っていうのは非常に厳しいですと、今日の火入れを控えていただけませんかというような指導的な助言はできるんじゃないかというふうに思いますけど、今回の条例改正にあたって、運用に当たる消防長のほうに見解をお尋ねしておきたいというふうに思います。

**消防長** まず、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出っていうのは、分かりやすく言いますと、うちが許可するとかそういうものではございません。主に火災と間違って誤って消防車が出動するということを避けるために届出が必要となっているものでございます。重村委員のご質疑にありますように、こういう時には中止という、助言とかっていうのができないかということでございますが、まずもって、今回改正します林野火災注意報につきましては広報を行いますが、それでもその時に電話があった場合には、その条例に従って、中止のお願いをするところでありますけど、林野火災注意報においても、その発令基準が一応ありますので、林野火災注意報が近く出そうだという時とか、やっぱり大分の火災においても強風が原因ということで火が拡大したこともありますので、その辺、風速とともに考慮しながら、お願ひについては、臨機応変に対応していきたいと思っております。

**重廣委員長** ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないで、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないで、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 12 号「長門市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

**消防長** 補足説明は特にございません。

**重廣委員長** 補足説明がないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

**田村委員** それでは、今回の消防団員の職責に応じた年額報酬を定める所要の改正を行うということです。それぞれの増額に対しての理由がありましたらお願ひします。

**総務課長** 団長の年額報酬を再検討するにあたりまして、本市より規模の大きい県内消防団においても、交付税単価でございます 8 万 2,500 円でございまして、標準団員数より団員数が多いことを踏まえまして、県内 18 市町の平均額 8 万 6,000 円と

したものでございます。副部隊長の年額報酬を3万8,000円とした根拠につきましては、副部隊長と班長の報酬が同額であったため、職務の差を反映するため1,000円増額したものでございます。

田村委員 団長の年額報酬についてちょっとお尋ねをしたいんですけれども、昨年に出されました条例改正案におきまして、総務産業委員会は附帯意見をつけております。団長については、昨年は、消防団員の処遇改善のために年額報酬を改めるということで全員増額になったんですけども、団長だけその時下がっております。その時の下がる前の年額報酬よりも、この8万6,000円、上げられましたけど、まだ低いんですけども、そこまでいかなかった理由についてお尋ねをいたします。

総務課長 団長の年額報酬9万1,000円は合併当初の金額でございまして、当時の団員定数が1,170名であったことから、現在の定員は950名でございまして、8万6,000円は妥当な金額であると考えております。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、今一度、議案第12号の全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないでの、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機願います。

— 休憩 9:53 —

— 再開 9:54 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第6号「長門市議会個人情報保護条例及び長門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

企画総務部長 議案第6号については、特に補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号「長門市部課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

企画総務部長 議案第7号につきましても、補足説明はございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

米弥委員 議案第7号について、何点かお聞きしたいと思います。まず、企画政策課及び新設の産業立地・戦略推進課の所管となるふるさと納税について、業務の違いは何か、また業務を分けた理由は何かをお尋ねいたします。

総務課長 ふるさと納税につきましては、これまで全ての業務を経済産業部の産業政策課のほうで所管してきたところでありますが、この度、その業務の中でも内容によって分けるというところでございます。これまでも財源充当、ふるさと納税の使途の特定業務、そういったもの、それとあと企業版ふるさと納税、それとガバメントクラウドファンディングにつきましては、やはり産業部門を越えた市全体の施策の調整、こういったものが必要になるということで、これまでの業務を遂行する上でちょっと懸念があつたところでございます。そういったことから、今回、企画部門で所管するべきではないかというところの議論があったことから、今回、企画総務部及び経済産業部の再編に合わせまして、企画政策課に使途の特定業務、それと企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングにつきまして移管するということにしたところでございます。なお、寄附金の集約業務、それと返礼品に関する業務につきましては、やはり物産振興との関わりが強いということから、これにつきましてはこれまでどおり経済産業部に残すこととしたところでございます。今回こういったことで、業務に伴いまして所管課を分けるというところになりますけど、この辺りにつきましてはホームページ等で周知を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

米弥委員 それでは、今回の再編により、本市の喫緊の課題である人口減少対策や地域課題解決に向けた意思決定を行う担当課はどこになるのか、お尋ねいたします。

企画総務部長 今、米弥委員お尋ねの、意思決定を行うのは、市長及び以下の中での政策決定を協議をして決めていきますけれども、担当課というところでありますと、地域振興という部分につきましては、地域未来創造課、総合政策部の中のこの部門でも行政が主体的になって市政の部分の調整を行うところですから、この総合政策部の中の地域未来創造課のところが担当してまいりますし、人口減少対策、ここについても移住、定住の部分については、今回改正をしております市民生活部のほうの市民活動推進課のほうに移住、定住の部門も動かしますので、そういったところ、市民と行政と、中心となって担当していくというような形でしております。

米弥委員 新設の地域未来創造課では、「産業政策課の地域交通政策、企業誘致・まちづくり推進課の地域まちづくり施策及び総合窓口課の出張所(通、仙崎、俵山)の機能を統合し、地域まちづくり施策及び地域交通施策を一体的に推進する体制を構

築する」としておりますが、これらの統合により推進される地域まちづくり施策及び地域交通施策はどのような将来像を描いているのかをお尋ねいたします。

企画総務部長 今、新しく再編された総合政策部の中の地域未来創造課で、地域振興班といったところが、俵山の小さな拠点づくりとか、将来的な、今回の木屋川ダムの再開発に伴うような俵山の部分、または今後、仙崎地区とかについての将来的なビジョンを描いていくところでございますが、これについては、当然これから、市が進む方向、あと総合計画とか、そういった計画に基づいていく中でのビジョンを描いてまいります。ですから、今回のこの部課の再編によっては、当然市が進むべき方向というものを、このビジョンは描いていくんですけど、課が新しくできたからといったところで、そこについては考えていく課はありますけれど、全体的なところは市のこの行政内部でしっかりと考えていく形になります。ちょっと答えというか、方向性というのは、今のところそういったそれぞれの課の中で持っている課題を解決していく中で見えてくるというふうに考えております。

米弥委員 次に、地域未来創造課に新設される総合交通対策班が行う総合的な交通対策は、従来の地域公共交通からどのように変わらるのかをお尋ねいたします。

総務課長 この度、これはまだ班の名前につきましては、規則で定めますので仮称というところになりますけど、今回、これまでの産業政策課にございました地域交通対策班を、新しい地域未来創造課に移しまして総合交通対策班とするところですが、つきましては今 JR の関係につきましても新たにBRT等々、お話が出てきておるかなと思いますが、そういったことも含めまして、地域振興班のまちづくり、そういったところと総合的に施策を推進していくという体制を構築するために、今回新たに課を創設したところでございます。そういったところで、今JRの関係とか、ちょっと新たな交通体系、そういったところも出てきておりますので、そういったところが新たに加わるものかと考えております。

米弥委員 それでは、地域交通の維持には既存の路線バスだけでなく、スクールバスや福祉輸送、病院の送迎などを統合、活用する視点が必要であると思いますが、地域未来創造課でも取り組むのか、お尋ねいたします。

総務課長 今回、組織を改編するにあたりまして、検討会を組織してその中で議論してきたところですが、その中でもやはり委員がお話しになつたような、そういった全体のスクールバスとか、あと福祉のバス、そういったものもどうするかという議論はございました。検討する中におきましては、スクールバスにつきましては、今、部活動の地域移行、そういったもので活用されている部分もございますので、今回につきましては従来どおりの教育委員会の所管というふうに今考えておるところです。ただ、福祉バスのほうにつきましても、これまでどおり高齢福祉課のほうで所管するというところで今しておりますが、将来的にはそういったものも含めて交通対策、そういったものが総合的に担えるような体制というところも期待はしているところでございます。

米弥委員 それでは、総合的な交通対策に出張所はどのように関わるのか、お尋ねいたします。

企画総務部長 出張所の役割といったしましては、地域の声をしっかりと届けていく部分、それと最前線の住民と向き合う部分でもございますので、声を聞くなり、こちらからの周知といったところでの部分であります。総合的な交通対策の部分についての方向性とか、そういうところは課の中でというところでそういう関わり方はしたいと思いますし、今、地域未来創造課の中での出張所の役割といったしましては、やはりそういう地域振興の部分でのそういう関わり方の施策を出張所と連携したいというところでは考えてどこでございます。

米弥委員 最後になりますけど、支所との調整が総合政策部に移ることで、支所長には地域独自の政策を立案、予算要求する権限が与えられるのか、それとも本庁で決められるのか、お尋ねいたします。

企画総務部長 支所長につきましては、これまでもありますように、市民が主役の地域活性化事業についての執行、これについての権限については、支所長という権限においては変わらないものというふうに考えております。ですから、お尋ねの通り、変更はないという考え方です。

重村委員 それでは、私からは、たくさんではないんですけど、本会議で綾城美佳議員のほうから、毎年のように組織が改編されて、議員のみならず市民からも、そして綾城美佳議員の発言から言えば庁舎内でも、非常に組織が猫の目のようにね、変わっていくことに戸惑いを隠せないというような表現をされてます。ご答弁もいただいてますけど、私が一番危惧するのは、組織っていうのは、常にやはり今の体制でいいのか、それで今の社会に、今の住民に対して対応ができるかっていうのを検討することは、決して悪いことでもないし、私はやぶさかでないというふうにも思います。1つは、企業誘致・まちづくり推進課が、その名称がなくなって、産業立地・戦略推進課となるということです。このまちづくりの、現行の課っていうのは、これはやっぱり主軸、一番は三隅の工場誘致であったりとか、それとか、一番でかいのは、やっぱり三隅のこれから、来年の春から始まるIT拠点です。こういったところで、そこに向けて新設されたであろう課が、3年を目処にその課の名前がなくなって、来年から出発すると。特に、この課っていうのは、企業を誘致してくる、それでIT拠点に入る企業を募っていくっていうことで、これ全国的に営業かけられてますよね、この課の名前を使って。名刺もたくさん配られてるはずだし、そこにはコンサルタントを入れて、課の方たち以上に、全国的に、長門市に企業として入ってくる場合は、この企業誘致・まちづくり推進課っていうのが長門市の前面に出てやってきたわけです。私、この課を新設した時に、この2年、3年で、この名前をなくして新しくしていくというのが、いささかどうなのかな。この3年間やってきたことが、もう課の名称とともに運用してきたことが無駄になる部分もあるんじゃないかなっていうことを考えると、非常にリスクを覚える

んですけど、こらあたり、見解としてどう考えられてるか、お尋ねをしたいと思います。

企画総務部長 議員、色々とご質疑の中で、企業誘致・まちづくり推進課がなくなってくる中で、そこについてはちょっと1歩下がったように見える。その弊害が出るのではないかというようなご質疑であったと思います。この産業立地・戦略推進課の中には、当然企業誘致の班という形では残りますけれど、ここについてしっかりと、企業誘致についての専門的な部署というところは残しております。その背景としましては、近年、人口減少や若者の市外流出が進む中で、第一次産業から第三次産業に至るまでの幅広い分野で、企業誘致と新たな雇用創出が求められているというところがございます。今お示しのITの拠点施設について、もうすぐ完成といったところではありますから、市としましてというか、組織検討委員会の中でも議論をさせていただきましたけど、産業政策の企画立案機能と企業誘致の推進機能を一体的に運用して、戦略的かつ機動的な産業立地、要は企業誘致、産業で立っていくという、そういうことを進めていくことが必要というところで議論をしました。それを強化するという意味で、産業政策課と企業誘致・まちづくり推進課を統合して、企業誘致を軸とした地域産業の総合戦略拠点として新たにこの課を設置したという経緯がございます。これで営業をかけているというところではございますけれど、企業誘致をしていくという意思については、その産業立地という言葉を残したところで、しっかりとまだ続いているというところは示していきたいというふうには考えているところでございます。

田村委員 それでは、先ほどの米弥委員のご質疑に対してのご答弁いただいてますけれども、こちらについて少し確認をしたいのでお尋ねをいたします。まず、人口減少対策や地域課題の解決に向けた件についてお尋ねがありましたけれども、現在、企画政策課で持っております人口ビジョンがあるんですけど、これの所管はどこになるんでしょうか。

企画総務部長 企画政策課で担当すると考えております。

田村委員 わかりました。それから、先ほど、地域未来創造課についてのお尋ねの中ですけれども、地域まちづくり施策については、お答えを部長からいただいたんですけども、同じく地域交通についての施策を尋ねられたと思うんですね。これについては、その後の質疑で、福祉であったりとかスクールバスの活用どうなのかということでお答えもありましたけれども、スクールバスのお話の中で地域移行の話が出了けど、クラブチームの移動と登下校の通学の移動、これスクールバスと別ですよね。これ、何か一緒になるんですか、

総務課長 先ほどご答弁させていただきました部活動の地域移行の関係でスクールバスを利用しているっていうところがございますので、その中で、今、教育委員会のほうも学校の登下校でスクールバスの利用されてるっていうところもございますので、現在はそれ以外のところの用途でバスを利用されてるっていうのも現状ございます

ですが、現時点ではまだそこを今回の総合交通対策班の中でというところは考えてないっていうところでございますけど、今後につきましては、そういったことも考えられるっていう部分は、残してるって言つたらあれですけど、そういったところもあるっていうことでございます。

田村委員 はい、わかりました。学校間の移動でスクールバスを使ってるっていうことですよね。だから、その試合の遠征に使うバスとはちょっと考え方違うって、ちょっと私も聞き方が悪かったんだと思います。それでは、次、支所の話が先ほど出ましたけれども、これ、私の聞き間違いだったら申し訳ないですけど、全協の時に支所長の役職というか立場が、部長級から課長級になるというお話をしたけれども、この理由についてお尋ねをいたします。

企画総務部長 部次長級から課長級になるというのは、要は市の中での職階の部分です。支所長という名称が残りますので、そこの権限については変わらないという意味ですので、要は、1つは、なんて言いますか、地域をしっかりと知っている方等についての人員配置とか、そういうところも含めた中での組織検討の中で出てきたというものでございます。

田村委員 支所長の役職が残りまして、その支所長としての仕事をこれからもされるんですけど、それ、対外的なというか市民向けの話であって、職場内では等級が下がるんじゃないですかね。その辺は変更ないんですか。

総務課長 等級というのが給与のことでもしございましたら、給与面に関しましては、今、課長級と部次長級につきましては同じ級でございますので、その辺りは変わりはないっていうところでございます。ただ、管理職手当につきましては、職位職階で分けられているっていうところがございますので、そこについてはちょっと若干変わってくるっていうところがございます。

田村委員 はい、失礼しました。管理職手当について、そのあたり、どういった——これまでよりも管理職手当としては下がるということになるんでしょうね。なるんでしょうねけど、その辺りのご議論、どういうものがあったんでしょう。

企画総務部長 その部分については、人事の管理上の関係でございますが、最初に、組織検討委員会の中では、やはりまずその支所と住民のあり方とか、その部分での、そこに対して、例えば支所長権限の今いわゆる 500 万円の部分の使い道の、その執行の仕方が変わってはいけないとか、そういう議論はしたところでございますが、やはりそれとは別に、また組織の中でのこういう人員の配置の問題の部分、将来的なことも考えた中で、1つは、課長級での支所長の業務を担うことは可能ではないかというような議論をしたところであります。これについて、その組織検討委員会の中での議論は一応経てるというところでございます。

田村委員 はい、わかりました。では、ちょっとそこは違うところに行きますけれども、これ、本会議の質疑で、田村継議員からもあったんですが、市民窓口課について

ちょっと私から、1点だけになると思いますけどお尋ねをいたしますけれども、市民のライフィベントにかかる手続きに特化した窓口として保険年金班と医療給付班の再編を行って、これまでのあと2班と合わせて4班体制にするということでしたけれども、その課の名称から「総合」を外して市民窓口課したことについては、何か理由があったんでしょうか。

総務課長 今回、総合窓口課から市民窓口課に名称を改めたっていうところですが、先ほど、委員のほうからもご説明いただきましたけど、全協のほうでも説明はさせていただきましたが、市民のライフィベントにかかる手続きに特化した窓口っていうことで、より「市民」っていう言葉、名称っていうところで、市民窓口課っていうところに、改めたところです。当初、総合窓口課を作った時には、総合窓口サービスを担う課という意味合いとして、当時の市民課と保険課を統合し、現在の総合窓口課っていうふうにしたところですが、現場のほうからの意見としましては、一部ではありますが、市役所全体の、窓口の手続き以外の総合的な窓口のような意味合いで取られるっていうところもあるっていうようなご意見もいただきましたので、今回の再編にあたりましては、先ほどご説明しましたように、市民のライフィベントにかかる手続きに特化した窓口っていう意味合いとして市民窓口課としたところでございます。

中平委員 もうほとんど先輩方が指摘されましたけど、最後の田村大治郎委員の関連になりますけど、総合窓口課としてワンストップ、待たない、動かないという窓口業務を推進されてたと思うんですけど、それもちろん引き続きそういう窓口課みたいのが残るという認識でよろしいですか、

総務課長 質疑でもお答えはさせていただきましたが、今回の組織改編にあたりましては、課の名称は変わることではございますが、窓口サービス班、それとあと戸籍住民記録班につきましては、組織上の体制につきましては、年金業務につきましては保険と関連性が高いっていうところで、課の中の班の編成っていうところ、業務の持たせ方っていうのは変わることでございます。今、ワンストップって言いますか、書かない、待たない窓口につきましては今年の2月から開始したところでございますが、今後につきましては、他課で今担っております窓口の業務の中で、手続きが色々ございますが、そういったところも今後集約していくような形にしまして、より書かない、待たない窓口については充実できるものかなと考えておるところでございます。

重村委員 では、1点。今回のこの改編によって、原案が通れば、来年の4月1日からこういう窓口の名前になります。組織としてはいろんな、物品であるとか、封筒はじめ書類、それからパンフレット、ウェブ上のこと、そういったことで経費もかかると思うんですよ。十分な時間はあるとは思いますがね。そこあたりの経費というものをどのようにお考えなのか。それと、ある程度試算でこのくらい経費が、市の予算が必要になってくるというのが基準としてありましたら、お答えいただければというふうに思います。

**総務課長** 経費のところについては、特に試算したというものはございません。ただ、封筒とか印刷物につきましては、毎年必要なものをその都度、準備しているところかなと思います。今回の課の名前が変わることによりまして、封筒の面とか、そういうしたものも変わってくるかなと思いますが、この課の名称につきましては、組織検討委員会の中でも、担当課のほうからも課の名称の変更についてのご意見いただいたところで、今回改正したっていうところでございまして、そういう封筒とか、そういうところの、変わるっていうところはありましたので、また担当課のほうにも確認しまして、そのあたりについては準備していくっていうところがございましたので、そのあたりは無駄のないように、例えば今あるものがあればゴム印で対応するとか、そういうことも考えられるかなと思いますので、できる限り無駄のないように活用していければと考えております。

**重村委員** きちんとした試算はされてないって言われますけど、先ほど話したような封筒とかもありますけど、庁舎内の掲示だってもうどんどん変わっていくわけですよね。これは果たして、僕、市の職員で手作りができるかなって思うと、どうしても私はそこに業者なりに発注して、エレベーターの表示から窓口の表示からってなると、私はこういう、とりあえずは条例改正ですから、これが通ればということで準備もされるでしょうけど、こういう大きな改編の時っていうのは、私は、そこらあたりも試算した上で、予算をどのくらい計上が必要になってくるのか、どういったリスクがあるのかっていうことも、ある意味でもきちんと見て、市民の皆さんに私は説明しないといけないというふうに思いますけど、もう1回見解をお尋ねします。

**企画総務部長** すいません。今、細かいところの消耗品的な話だったと思います。確かに、サインとか掲示とかは変わってまいります。これについても、ここ何年か組織改編とかもございましたので、少しそういう庁舎の管理の担当課のほうでは、現計予算の中での流充用をかけながら修正をかけていく部分があります。これについては、できるだけ、例えば新たな予算をお願いするようなことがないような形での今、準備を検討しているところでございます。

**田村委員** それでは産業立地・戦略推進課についていくつかお尋ねをいたします。先ほど重村委員からもありまして、その時にすればよかったですけれども、今現在の企業誘致にかかる皆さんが、おそらく長門市のシティプロモーション含めてたくさんの方が、企業誘致を目指した長門市のプロモーションに努めてらっしゃると思います。企業誘致・まちづくり推進課の方も、9月定例会でしたか、質疑の中で伺いましたけれども——違いますね。10月の臨時会の時ですね。企業訪問をやって、何百件、300件だったか500件だったかというところに、名刺を持って飛び込んでらっしゃるというふうなことで、実績はともかく、すごく頑張ってらっしゃるなというふうに思っております。余計なこと言ったかもしれませんけど。市長の提案説明において、この組織の目的を「戦略的かつ機動的な産業立地の促進」というふうに表現をされております。こ

れは従来の待ちの姿勢ではなくて、トップセールスを含めたスピード感のある機動的な活動こそがこの新組織の最大の目的になるのかというふうに解釈をするんですが、そういったところでよろしいでしょうか。

企画総務部長 今、議員お見込みのとおりであります。そこについて付け加えさせていただければ、産業立地・戦略推進課の中、企業誘致推進室としてきちんとそういうところを位置付けているところでございます。

田村委員 今せっかく企業誘致推進室の話が出ましたので、細かいことちょっと確認させていただくんですけれども、これ、企業誘致推進室はこのまま室として設置をされるんでしょうけれども、仕事をどこでするようになるんですか。もしかしてIT拠点かななどいうふうなこと思ってるんですが、いかがですか。

企画総務部長 執務場所については今組織内でも検討中というところで、まだ正確なところについてはこの委員会の中ではちょっとお示しすることができない、ご容赦いただきたいと思っています。

田村委員 そのあたりについても、せっかくできる施設ですから活用したいというお気持ちがあるのかないのか、ちょっとそれはわかりませんけど、私の個人的な今感想ですけれども、そういうこと、活用されるのは構わないと思うんですけど、しっかりとこう府内の横の連携と言いますか、その関係する他産業、これ地場産業との交流によるイノベーションを起こすっていうことがこの企業誘致、それからIT拠点の建設と言いますか設置の目的でしたので、このあたり、KPIもありますので、しっかりと横の連携ができるような執務体制取っていただきたいというふうに思います。続きまして、先ほどのスピード感のある機動的な活動ということでお尋ねをさせていただきました。であれば、課の名称もそれに即したものにするべきじゃないのかと。これまでその企業誘致・まちづくり推進課の名刺を配ってらっしゃったということもありますし、スタッフの方の意識の上でも、所属する課の名称っていうのは大事かなと思うんですが。原案の産業立地という言葉ですけれども、一般的に工場立地法に基づく届出や緑地面積の審査といった規制や管理事務を連想させます。機動的に攻めるというところなんですけれども、看板には事務管理を意味する言葉というふうになりますけれども、これについては何かご議論があったと言いますか、私は矛盾を感じるんですけども、検討段階ではいかがだったでしょうか。

企画総務部長 組織検討委員会の中での名称についての部分については、なかなかここについては、これといったようなところもなかったと、話はなかなかできなかつたわけですけど、全体的な委員の中の方向性としては、やはり企業誘致を軸とした地域産業総合戦略拠点として新たな名前、産業立地、要は産業を軸としたまちづくりをしていく課といったところのイメージは持っていましたので、そこで産業立地というところ、それを戦略的に展開するというようなところでの、方向性については、最終的なところ、まだこの名前を作るまでの前段階では確認できているというふうに認識はしていると

ころでございます。

田村委員 おっしゃることはよくわかります。ただ、産業立地という言葉がすごく、その課の目的がばんやりしたものっていうふうに私は印象を受けていますね。課の名称、組織の名称というのが、そこで働く人の意識を決定をしてまいります。それが例えば立地をする課、立地課でありましたら、職員さんは用地の管理が仕事だというふうに思われるのかなと。誘致課であれば、職員さんは企業を連れてくることが目的だというふうに自覚をされるんじゃないでしょうか。職員さんに市長が求める能動的な活動——能動的な活動って思ってらっしゃるのかどうかわかりませんけど、こういったものを期待するんでありましたら、毎日目にする課の名称というのにも、もうひと工夫必要なんじゃないかなというふうに思います。その誘致をすると、若者の雇用を作るんだというふうな目的を、名称に刻むべきではないかと思いますけれども、そのあたりのご見解、いかがでしょうか。

企画総務部長 我々、組織を議論する中において、やはりそこの所管する業務とかそういうところも含めた中に、地場産業というところとか商工業の振興といったようなところもありますし、センザキッチンをはじめとした物産の振興というのもあります。そういったところも包含していくというようなところも議論した中での産業という部分で進めてまいりました。そうした中で、それぞれの、今度はそこの所管する業務というものについては班制なりを取っておりますので、物産振興班や商工振興班と作った中で、企業誘致というところによってはもう少し強いメッセージをというところで、企業誘致の推進「室」というところを考えてきた、組み立てとしてはそういう考え方を取ってきたというところでございます。課の名前については色々ご議論があるとは思いますけれど、これがしっかりと定着するような、市としての努力をしていかないといけないかなというふうには思っております。

田村委員 では、今回再編されます総務部についてお尋ねをいたします。今回の条例では、従来の企画総務部を、総合的な施策の企画立案や地域振興を担う総合政策部と組織的に行財政の管理運営を担う総務部の2部体制に再編をするというふうに受け取っております。ここまでよろしいかと思いますけど、総務課が行政改革を直接所管することになったわけですけれども、これによって行政改革を直接所管します。元々ありました人事も所管をしておりますけど、これ、総務課の機能強化を目指したというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

総務課長 今回、行政改革の推進に関することにつきまして、事務分掌上、総務課のほうに移したっていうところでございますが、以前も総務課の中に行革の推進室ですか、そういった名称を持ったものもおったところでございますけど、一旦企画政策課のほうに事務の所管換えをしたところで、ただ、実際は、今のところ行革に関するようなものも一部総務課のほうで担っているところでございますので、ここの、今回の組織改編にあたりまして、やはり行財政のそういった管理の部分につきましては、総務

部のほうで所管するっていうところの整理の中で、明確に総務課のほうが所管するっていうところになります。総務課の機能強化って言われば、その部分はやはり担うようになりますので、そこの強化と言わればそうなるのかなっていうところは思います。

田村委員 わかりました。機能強化、元々あったものが、一旦出たけど戻ってきたというふうなお答えだったかなというふうに思います。特にそこに何かこだわりがあるというわけではないんですけど、今回の総務課の再編によって、職員の職場環境であるとか、何か変わっていくんでしょうか。

総務課長 現在のところ、新しい班を作るっていうところは考えておりませんので、実際には、事務を今現状担っているっていうところもございますので、特に体制については変更の予定はございません。

田村委員 これは総務課の方が、直接、市民窓口課じゃありませんので、市民の方と接するという機会もあまりないのかなというふうに思いますけれども、ここに行財政運営の管理機能の効率化という言葉がありました。この言葉から、総務課の再編におきましては、市役所内の管理を強化すると。市役所内を管理する権限が強化される——元に戻ったって先ほど言わされましたけど、というふうに受け止めてるんですけども、行財政改革の目的がこれから様々な削減も含めた改革ということを目指していかれると思うんですけれども、これと市民サービスの充実とはバランス取ってほしいんですが、この辺りの市民サービスとのバランスについてどういうふうに検討されているか、それからどういったものを目指していらっしゃるのか、お尋ねいたします。

総務課長 やはり行政改革と申しますと、やはり何か業務縮小ですか人員の削減、そういうところもあるのかなと思いますので、人員のところにつきましては、やはり人口減少下の中で、業務を整理しつつ、やはり職員の総員と言いますか、そういうところも見直していくしかないといけない時期っていうのはあるのかなと考えております。それに伴って業務を削減と言いますか、スクラップアンドビルドしていく中で行政サービスの低下は招いてはいけないのかなと思いますので、その辺りにつきましては、そういうことがないように進めていかないといけないのかなと思っているところでございます。

重廣委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、議案第7号全般にわたりご質疑ありませんか。

田村委員 それでは、副市長にお尋ねをいたします。産業立地・戦略推進課についてあります。特にこの名称、企業誘致・まちづくり推進課という課を作られて、若者の流出を防ぐんだと、働き場所を確保するんだと、それから、地元産業とイノベーションを起こすんだというふうな目的が様々あったかと思います。私の2年前でしたか、質疑に対しまして、このIT拠点の整備を市長はどういう思いでこう進めてらっしゃるのかって言った時に、政治生命をかけてらっしゃるかのように見えるというふうにお答え

をいただきまして、そういったその執行部の思いを受けて、私も当時、経済効果なりほかの委員から様々求められたと思いますけど、そういったその将来的な数値の根拠はなかったんですけど、KPIとその市長の思いを基に、賛成討論もして賛成をしてきたわけですけれども、今回、新しい組織編成の中でその企業誘致という名前が無くなつたことに、すごく梯子を外された印象を受けております。そういった今回の組織名を決めるにあたって、副市長も委員長として関わられてると思いますけれども、その辺りのご見解をお尋ねいたします。

副市長 先ほど来、担当部長から申し上げておりますように、今回の組織改編によりまして、いわゆる企業誘致を軸とした地域産業の総合戦略拠点という肩書きで、今回の産業立地・戦略推進課を作ったわけでございますけれども、決してその企業立地というか、産業立地という言葉が後退したとか、そういうことではないと思います。例えば県の組織をご覧いただきたいんですけども、企業立地推進課ということで、企業誘致と企業立地は、ほぼ同義で使われているんです。ほかの自治体の例を見ても、企業立地推進課というところはたくさんございますし、もちろん企業誘致推進課もございます。私がその当時、ご答弁申し上げた心意気というか、その点についてはいささかも揺るがないというふうに考えております。そして、第一次産業から第三次産業までという形で市長が、ご発言されてますけれども、その意味からも今回は企業立地ではなくて産業立地だと、これを前面に押したというところはご理解を賜りたいと思います。確かに、企業誘致・まちづくり推進課を作った時は、その企業誘致を軸としてその地域のまちづくりに反映させるという、そういうことで名称を作ったんですけども、実際動かしておりますと、例えば俵山地区、今色々と開発進んでますけれども、まちづくりのほうに少し軸足が移ってるって言いますか、それはやはり地域振興という面で改めて問うべきではないか。例えば木屋川ダムの嵩上げ問題、そして小さな拠点づくり、こういった大きな問題を、俵山地区が抱えているんですけれども、そちらに軸足が移って、本来の企業誘致活動というものが、少し重きがなくなってきたんではないか。そこはやっぱり地域振興を前面に立てた今回の総合政策部、こちらの地域未来創造課、そういったところでしっかり腰を落ち付けて臨むべきではないかという形でこれを分離させたところでございます。当然、企業誘致に関しては、先ほどおっしゃったIT拠点施設、ここには、今のところまだ原案ではございますけれども、新しくできたこの産業立地・戦略推進課から何名かを、1年目は直営という形で今臨む予定ですので、そのお守りもありますから、何名か派遣する形にはなると思います。そういった形でこの産業立地を、とにかく前面に押し立ててやっていくという、こういったメッセージについてはご理解をぜひ賜りたいと存じます。

田村委員 おっしゃりたいことはわかります。ただ、先ほどから企業立地っていうふうにおっしゃってましたけど、これが仮に企業立地っていう名前であれば、私、この違和感をもしかしたら持たなかつたかも知りません。これは総合的な産業立地だと、産業

政策だというふうに——ちょっと今正確にどういうふうに言われたかはわかりませんけど、これ産業立地に変えられたことによって、なんか目的がぼんやりとしてきてしまって、企業誘致は二の次になって、その地場産業に対して何か支援すればいいんだよというふうな印象を受けました。じゃあ、まちづくりが確かに企業誘致課、企業誘致と一緒にいなければいけないかということにつきましては、そういったご議論もあるかと思います。地域未来創造課というふうなものに移して総合的に進めていくということはありますけれども、だったら企業誘致課の新設でよかったんじゃないかと思うんですよ。これちょっと、なんて言いますか、あまり欲張らないほうがいいと思うんですよ。もう企業誘致で行くと決めたら企業誘致で行くと。企業誘致で行かないんだったら、もう企業誘致の看板下ろせばいいんですけど、企業誘致で行くんだ、そんなに、なんて言うか、なんでもできますよっていう器用なまちではないと思うんですよ、長門市っていうのは。でも、企業誘致で行くと決めたんだったら分かりやすい名称にしたらいいんじゃないのかなというふうに思います。これ、質問で終わんなきゃいけないですね。この先ほど県の課の名前、名称を引用されて企業立地と言われましたけど、そういった企業立地っていう課があると。先ほど私、工場立地法に基づいたっていうふうなことも言いましたけど、そういったところも含めて、もちろん企業立地という言葉も出てきましたよ、調べる中で。企業立地じゃなくて産業立地にされた理由について、重ねての答弁になりますけれども、お尋ねいたします。

副市長 先ほど、第一次産業から第三次産業と申しました。実は、現在、その企業立地、確かに三隅地区工場用地の誘致を図るには、製造業を中心とした装置型産業、こういったものの誘致を進めなきゃいけない、これはもう大前提。一方で、最近では、例えば野菜工場とか陸上養殖、そういった第一次産業の加工産業と言いますか、そういうところで誘致を図る自治体も増えておりますし、私どももそこは実はターゲットとして狙っているところがございます。そういう意味で、すべからく全産業を対象とするという趣旨等に基づいてこの産業立地という言葉を使わせていただいておりますので、その点はご理解を賜りたいと存じます。決して後退したとかそういうことは全くございませんし、まして、先ほど部長も申し上げましたように、企業誘致推進室という形で、班ではない、室という形でこの課の中に残しますので、名刺には当然、産業立地・戦略推進課企業誘致推進室長とか、そういった形でしっかり明示をしていきたいというふうに思っております。

重廣委員長 ほかにご質問はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないでの質疑を終わります。

田村委員 修正案を提出したいので、暫時休憩願います。

重廣委員長 ただ今、田村委員から修正案提出されたいと動議が提出されましたので、この際、暫時休憩いたします。再開は、11時から行いたいと思います。

— 休憩 10:47 —  
— 再開 10:57 —

**重廣委員長** 少し早いようですが、皆さん、よろしいですか。休憩前に引き続き会議を始めます。お手元に配布のとおり、田村大治郎委員から議案第7号につきまして修正案が提出されました。修正案について、提出者の説明を求めます。

**田村委員** それでは、皆様、お疲れのところ大変申し訳ありません。修正案の提出をさせていただきます。修正案は、議案第7号「長門市部課設置条例の一部を改正する条例案に対する修正案」でございます。お手元に配付の資料のとおりの修正内容となります。内容の説明を読み上げて代えさせていただきます。企業誘致により地域経済の活性化を図り、地元中小企業との有機的なつながりや新たな雇用を創出することで、市内産業全体の「稼ぐ力」の底上げを図るため、あわせて、若者が将来に希望を持てるまちづくりを推進し、当該部署が「企業誘致を軸とした地域産業の総合的戦略拠点」であることを明確にするためとしております。提案理由を述べさせていただきます。それでは、議案第7号長門市部課設置条例の一部を改正する条例の一部修正について、提案理由をご説明申し上げます。本修正案は、本条例案において新設される産業立地・戦略推進課の名称を企業誘致・産業戦略推進課に改めるものであります。市長は、議案第7号の提案説明において、今回の組織改編の目的の1つが戦略的かつ機動的な産業立地の促進であると明言されております。しかしながら、原案にある産業立地という名称は、工場立地法等に基づく管理的な側面が強く、企業を持つ受け身の印象を与えかねません。これにより、市長が強調された機動的という積極姿勢と組織名称との間に差が生じております。地域の魅力を発揮し、他の自治体との企業誘致競争の中で機動的なトップセールスを展開するためには、組織の看板そのものがわかりやすく能動的でなければなりません。企業誘致という明確な言葉を掲げることこそが、誘致対象企業を含む、対外的に本市の本気度を示し、また職員が自らの使命や任務を自覚するために不可欠であります。市長が意図する実効性ある組織を明実ともに構築するために、本修正案を提出いたしました。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

**重廣委員長** 提案説明が終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

**重村委員** 修正案を提出されました、田村委員にお尋ねをいたします。執行部から提出された原案というのは、産業立地・戦略推進課と。簡単に言えば、この名称に疑義があると、イメージ的なもの、それから、これまで推進してきた内容等を鑑みれば、企業誘致という名前を課として前面に出すべきではないかという修正案であろうというふうに思います。新しい案の中には、企業誘致推進室、班ではなくて、室がきちんと明記されるというふうになっておられますけれども、この推進室、企業誘致推進室、こう

いう班ではなく、それよりももっと格上の室がきちんと設けられるということも明記されておりますけれども、これでは物足りないと、課としてその名前を使わないといけない理由というのは、推進室ということがあるのにも関わらず、ここまでこだわるということについて、何か見解がございましたらお願ひしたいというふうに思います。

田村委員 本日の答弁もそうですし、それから本会議場での市長の答弁でもございましたけれども、企業誘致を軸にするという考え方に基づいて今回の再編が行われております。私も申し上げましたように、企業誘致につきましては、若者の雇用、それから人口流出を対策として企業誘致をこれまで行ってきたと。地場産業とのイノベーションを起こすということで、先ほどから一次産業、二次産業って言われてきましたけれども、そういうものの支援であり、振興のために、この企業誘致というものが1つの柱になってくるというふうにこれまで説明を受けておると私は思っております。今回の再編によりまして、課から室に格下げになるわけでございます。確かに班よりは上ですけれども。その室の運営体制につきましては、我々の踏み込めるところではありませんので、そこに触れる気はありませんけれども、わかりやすい看板を掲げたほうが、対外的にも、それから職員さんの働く意欲と言いますか、自らの使命であったり任務であったりの自覚に対しての効果があるのではないかというふうに思っております。

重村委員 この議会への条例改正案、部課設置条例の改正っていうのは、庁舎の中でも、これは1日、2日の議論ではなくて、やはり将来を見据えて、かなり長い時間をかけてこの課だけではなくて、総合的に令和8年度からのスタートに向けて議論を尽くされて議会に諮られたものというふうに認識しますけれども、確かに名称の感覚であるとか、イメージ、これはそれぞれ各個人によって受け取り方っていうのは、私は千差万別であろうというふうに思います。今日、審査の中では後退するものではないと、企業誘致に関して。こういったその課の機能・権能というのは維持をした中で、さらに推進していくということを、執行部のほうから明言をいただいておりますけれども、この名称が自分の、1人の議員としてそぐわないという見解が、果たして私は、議会の権能の中にこれは存在していいのかどうなのかという個人的な疑義も実はあります。そのために、二元代表制のこの民主主義のこの世の中っていうのは、市長も選挙で4年間その市政を任せられる。市民から任せてもらう、付託される。そして、議会の権能としても、これも市民から当然付託を受けて、私たちは審査をしてるんですけど。庁舎内の部課の名称について、執行部のほうでご議論されてきたその名称を、イメージ的にどうなのかということで改正を求めるというのは、私としては、それは議会のこの委員会の中ではそぐわないのではないかと。というのが、明らかにこの名称にすると長門市にとって大きなデメリットがあるとか、長門市にとって大きな損失を得ることが間違いないといった場合は、私は議会の中で、委員会できちんと議論はすべきであろうというふうに思いますけれども、今の執行部のご答弁をいただいた中では、そ

いうのも感じませんけれども、自分の感覚の中でそぐわないということでこの修正案を出されるということについて、客観的にご自身を振り返られて、どのような見解を持たれてるか、確認だけしておきたいと思います。

田村委員 おっしゃるように、我々も住民の代表として選挙で選ばれてここにおるわけでございます。二元代表制ということも承知をしておりますけれども、この条例の制定というか検討に関して、その途中経過の段階で我々が関わるってことはできません。出てきたものについて審査をするというだけです。そして、我々には表決をする自由と権利がございます。こういった条例案、この名称を変えることの条例修正案を提出することに対して、法的な疑義が、法的な定めに反するということであれば、これ提出することはできないはずです。ただ、これ私も探しましたけれども、今言われるような、客観的な態度の表明の仕方ということを検討する中で、そういうものがありませんでしたので、今回提出に至ったということあります。名は体を表します。看板に偽りありということ、昔からよくマーケティングの言葉で言われてますけれども、名前は分かりやすいほうがいいと思うんですよ。昔は色々こう思慮深い方がいらっしゃって、この名称の裏にはこういうことがあったんじゃないか、この言われてることの背後にはこういうことがあったんじゃないかということを察するというか、読むというか、そういうことがあったのかもわかりませんけど、最近の選挙を見てもお分かりのとおりですけど、ワンイシューの政党 1 つのことを強調してずっと言うっていうふうな政党が強い。多分、分かりやすいことを住民が好むという傾向に今あるんじゃないかなというふうに思います。であれば、名称も分かりやすいほうがいいのかなというふうな認識です。

首藤委員 田村委員に質問いたします。僕もこの内容、あらゆる産業の企業誘致を強化し若者の定着を図るというところと、看板がちょっとミスマッチがあるんじゃないかというところには、確かにそうだなというふうに思う反面、この企業誘致・産業戦略推進課としてしまうと、今度、看板が強くなりすぎて、もうこのまちは企業誘致と農業しかしないんかというふうに見えててしまうんですよね。産業政策部の中に、その企業誘致課と農林水産課と地場の産業をなんか育てるような課がもう 1 個あれば、バランスが取れるのかなというふうに思いまして、例えば委員会の中で部長が地域産業総合戦略というような言葉を使っていたんですけども、そういうふうな言葉のほうが割と、企業誘致に関わっとてもおかしくないし、地場の産業とのシナジーを生み出そうとするっていうところが見えやすくなるんじゃないかなというふうに感じました。なので、確かに看板に対する疑義というのはあろうものの、ここまで書くとちょっと強すぎるんじゃないかなというふうに個人的には感じましたんですが、いかがでしょうか。

田村委員 そういったご懸念でしたら、産業振興については商工振興班がおりますし、課の中に。そういったところでこれまでもしてきましたし、すればいいんじゃないかなというふうに思いますのと、農林水産課を含めた部の名称が、改編後も経済産業部という

非常に幅広い名称の枠の中におりますので、今ご懸念されてるような心配はいらっしゃるのかなというふうに思っております。長門市は企業誘致で行くんだという、私、賛成討論先ほどしたじゃないですかというふうなことを申し上げましたけれども、賛成討論の際にも言いましたけれども、これから長門市、あんまりチャンス残ってないと思うんですよ。人口減少、それから予算も少なくなっていくと言いますか。経費比率、収支比率でしたか、その話も以前の一般質問でも出ましたし、今回の決算の際にも議論になりましたけれども、そういうことを含めてラストチャンスだっていうふうに申し上げました。そういう思いが今回の名称に対する違和感というものに乗っかっているというふうにお聞きいただければと。

**中平委員** 私からは、田村委員の言われる産業立地と企業誘致というところは、部課長、副市長の説明を受けても、もう印象的には似て非なるものだという考え方でおられるということでよろしいですか。

**田村委員** そこは非常に悩ましいところで、似て非なるまではいかないと思います。ただ、産業立地というのは、進出する企業側がするものというふうに受け止めております。企業誘致というのは、こちらからするものだと、自発的にするものだというふうな解釈です。ちょっとこれは、私の調べようが少なかつたら申し訳ないんですけど。それが先ほど言われました企業立地となるとまたちょっと違うのかもしれませんけれども、何て言いますか、こう、何でもできますよという看板ではなくて、もうこれに特化していきますという名称をしっかりと課の名前に入れていただきたいというふうな私の希望です。

**重廣委員長** ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、修正案に対する質疑を終わります。討論を行います。本案につきましては、原案と修正案を合わせて討論を行います。なお、発言の際には、原案または修正案のいずれに対する意見であるかを、また賛否を明らかにして発言していただきますようお願いいたします。ご意見はありませんか。

**重村委員** それでは、私は本議案の原案賛成、修正案反対の立場から討論をさせていただきます。田村委員には、本当にこの条例改正案について真摯に向き合っていた大いに、修正案まで提出されたこと、非常に勉強にもなりましたし、ある意味リスペクトをきちんとして、反対討論に立ちたいというふうに思います。先ほども申し上げましたけれども、部課設置条例の改正、それで部課の名前というのは、確かに名は体を表すということで、非常に名称というのは執行部も気を付けられて提出をされたというふうに認識をします。今日の質問、それから答弁を見ておりまして、決して後退するものではないということで、田村委員もこの部課設置について、内容については多分ご納得をされた上だろうというふうに思っているんです。部課を設置して、業務内容については。しかしながら、その名前についてやはり疑義があると、長門市の代表する課としてその名前に疑義があるということで修正案を出されたというふうに思います。

これは地方自治法にも書いてないかもしれませんけれども、先ほど言いましたように、私は市長、首長というのは、4年間、その市政運営、特に執行部側の運営について、ある意味全権的に、市民は江原市長にお願いしますよということで、私は付託をされているというふうに思います。この部課の名前について、議会が口出しをしてはいけないということも私は思いません。しかしながら、私はこの部課の名前についても、当然、執行部で長い議論をされて、そして当然のことですけど、首長もこの名前で組織の編成をされたいというふうな認識のもと、私は議案を提出されているというふうに思っています。そういう観点から、確かに賛同する部分的な思いは強く受け止めますけれども、修正案については反対ということで討論をさせていただきました。皆さんのご賛同をよろしくお願いします。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないで、討論を終わります。採決します。採決は挙手により行いますが、挙手をされない方は反対として取り扱いますので、ご了解願います。まず、田村委員から提出されました修正案について採決をしますので、お間違えのないようにお願いします。本修正案に賛成の方は挙手を願います。（賛成者挙手）挙手少数です。よって、田村委員提出の修正案は否決されました。次に、原案について採決します。原案に賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機を願います。

— 休憩 11:17 —

— 再開 11:17 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第13号「工事請負契約の一部を変更することについて（長門市IT関連企業等集積拠点施設整備改修建築工事）」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 議案第13号、参考資料は15ページです。この7番の主な変更理由の、これは各々の金額、(4)までありますが、わかりましたら説明願います。

企業誘致班主査 議案参考資料7番の主な変更理由のそれぞれの工事の工事費ですが、(1)の外壁の補修工事につきましては435万円、(2)の湧水の対策工事につきましては140万円、(3)の耐火被覆材の補修の工事につきましては120万円、(4)の地中埋設物の撤去工事ですが、これが90万円です。

中平委員 思ったより各々の金額なんんですけど、(1)の外壁の施工数調査の時、外壁ってやっぱりわかりにくいものだったんですかね。これは先の調査ではどういうふうな調査をされたのかをお伺いいたします。

企業誘致班主査 外壁の設計段階での調査につきましては、目視による調査を実施しております。今回追加になったのは——詳細な設計をするには足場を組む必要がありますので、足場を立ててすると費用も時間もかかるということから、設計段階で目視による調査で設計をしております。

中平委員 僕もちょっとそういう検査の仕事をしとて、やっぱり目視とその詳細な調査というのはよく違うというか、詳細な調査をすると欠陥が見つかるというのはよくあることなので、この辺は納得します。他のやはり工事は、地中とか湧水とかで、耐火被覆のほうも土地建物を取得した後でないとできなかったと思いますけど、その辺のご苦労されたとこ等がありましたらお伺いいたします。

企業誘致班主査 今言われた耐火被覆材とか地中埋設物というのは、実際に掘ってみたり、剥いでみないとわからないというところもあります。土地建物取得時に詳細な図面が元々なかったというところがありますので、設計段階で想定ができなかったという部分も、図面がなかったというところからそういうものが発生したと考えております。

田村委員 今回の追加工事の実施によって、工期に影響はあるでしょうか。

企業誘致班主査 以下の変更の理由の工事をすることによって、工事の量が増えたということによって、工期を当初の予定より 1 月ほど延ばしております。

田村委員 では、施設の供用開始に影響はあるでしょうか。

企業誘致班主査 来年、令和 8 年 4 月開業には影響はありません。

重廣委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、今一度、議案第 13 号の全般にわたり、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑がないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。委員の皆様は、自席で待機願います。

— 休憩 11:23 —

— 再開 11:24 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 15 号「里山ステーション俵山の指定管理者の指定について」を議題といたします。執行部の補足説明が

ありましたらお願ひします。

経済産業部長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明がないようでございますので、質疑を行います。ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明入れ替えのため、暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機願います。

— 休憩 11:24 —

— 再開 11:25 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 10 号「長門市長門湯本温泉駐車場条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

観光スポーツ文化部長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明がないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 この度の改正において、料金が改定されております。一般の料金はこれまでと変わらず、書いてないので 300 円ということなんでしょうけれども、バス料金について、1,000 円から 1,500 円になりました。この理由をお尋ねします。

施設管理班長 バスの料金の設定についてなんですか、市内の駐車場施設であります津黄龍宮の潮吹のバス料金と同等としたところでございます。

田村委員 はい、わかりました。では、指定管理者が定める料金設定の範囲についての改正があります。この表記ですか、10 分の 15 から 10 分の 50 に変わるのでなく、100 分の 500 と変わっておりますけれども、この理由についてお尋ねいたします。

施設管理班長 こちらの表記につきましても、龍宮の潮吹の駐車場と同等としたところでございます。

田村委員 今回の利用料改定による効果を見込んでおられましたらお願ひします。

観光政策課長 効果といたしましては、以前からイベントの開催、特に冬場だったりなんですけれども、繁忙期には国道に車が大渋滞して、警察から 1 回お叱りを受けたこともあります。そういう時の交通渋滞の緩和であったり、そういうところに料金、繁忙期を平日と分けることが可能になりますので、そういうところで効果が期待できるとも思っておりますし、観光地の価値を守っていくといった意味、または持続可能

な観光地経営といった意味からも効果があるんじゃないかなというふうに我々としては考えております。

田村委員 今回の料金設定の範囲についての改正によって、以前からですけれども、指定管理者が市長の許可を得て設定をする駐車場料金というものが、期限を定めて上げたりできるというふうなことっていうふうに読んでおりますけれども、あまりないとは思いますけど、これによって、例えば予想していたよりも年間の収益があったというような、余剰金と言っていいのかわかりませんけど、そういうものが出て出る可能性があるとすれば、その余剰金の取り扱いについて何かお考えがありましたらお願ひします。

施設管理班主査 過剰な売り上げに対しては、長門市長門湯本みらい振興基金条例第2条第2項の記載にあるとおり、指定管理者との協定に基づき納付いただいたものを基金に積み立てすることとなっております。

重村委員 それでは、1点だけ確認をさせてもらいます。今回の条例改正っていうのは、先ほど課長のほうからも説明ありましたけど、警察からも指導を受けたことがあると、渋滞緩和という点もあるんだということです。こういういろんな諸問題を解決していくということは今回の条例改正に至っておりますけれども、この条例改正が必要だという認識は、これは今、指定管理者であるまち株会社のほうから提起されたものなのか、それとも、執行部のほうから、そういう改善命令とか、警察の指導等もあって、この時期にオーバーツーリズムの解消という側面からしないといけないというような判断に至ったのか、どちらが提起したのかっていうのを確認させていただきたいというふうに思います。

観光政策課長 問題の提起に関しましては、当然、長門市といいますか、我々が主体的になって行っておるものでございます。

重廣委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、議案第10号の全般にわたるご質疑ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号「津黄龍宮の潮吹交流施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

観光スポーツ文化部長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご質疑、ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないで、討論を終わります。採決します。議案第14号について、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明入れ替えのため、暫時休憩いたします。委員の皆様は自席で待機願います。

— 休憩 11:32 —  
— 再開 11:33 —

重廣委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 16 号「長門市くじら資料館の指定管理者の指定について」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

観光スポーツ文化部長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

重村委員 それでは、これから議案、ずっと連続して同じ内容なような議案が出てまいりますけど、ここで聞いておきます。(3)で募集、選定の結果が書いてあります。最終的には長門市文化振興財団ということで指定管理者が記されておりますけれども、募集公告、それからある程度募集をして、公募される方はどうぞということの選定・経過が書いてありますけれども、これ結果的に文化振興財団以外にあったのか、そこら辺りを確認しておきたいというふうに思います。

スポーツ文化交流課長 募集に対して応募された事業者は 1 者のみ、長門市文化振興財団のみでした。

重村委員 ほかにございませんか。「なし」と呼ぶ者あり)今一度、議案第 16 号の全般にわたりご質疑はございませんか。「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

重廣委員長 次に、議案第 17 号「金子みすゞ記念館の指定管理者の指定について」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

観光スポーツ文化部長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明がないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 17 号は原案の

とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 18 号「香月泰男美術館の指定管理者の指定について」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

観光スポーツ文化部長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明がないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。答論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 19 号「村田清風記念館の指定管理者の指定について」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

観光スポーツ文化部長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明はないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 20 号、「長門市文化会館「ラポールゆや」の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

観光スポーツ文化部長 それではラポールゆやの指定管理指定につきましては、これまでのノウハウを活かした維持管理や各種委託実績のスケールメリットを活かした費用の削減など、効率的な運営が可能となるため、長門市文化振興財団を指定管理者の候補としたところでございます。以上で補足説明を終わります。

重廣委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 ここでも同じ質問をさせてもらいます。（3）番に募集選定経過が記載されておりますけれども、振興財団以外に応募があったのかどうなのか。

スポーツ文化交流課長 ラポールゆやにつきましても、長門市文化振興財団さんのみ、1 者のみの応募ということになりました。

重廣委員長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 20 号の全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第

20号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号「ながと総合体育館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら、お願ひします。

観光スポーツ文化部長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明もないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村大治郎委員 重村委員と同じ質問になります。このながと総合体育館の指定管理者の指定についてですけれども、この募集に対して応募してきた団体は何件あったでしょうか。

スポーツ文化交流課長 ながと総合体育館の指定管理者として応募された団体さんも、長門市文化振興財団さんのみ、1者のみということになっております。

重廣委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)今一度、議案第21号の全般にわたり、ご質問はございませんか。

田村委員 それでは、副市長にお尋ねをいたします。これまでのこの指定管理者の指定についてですけれども、すべての応募者が長門市文化振興財団 1者ということになっております。文化振興財団さんの活動については、よくやってらっしゃるっていうふうに思うんですけども、こういった長門市の公共の文化施設に対して運営者の、指定管理者の公募をしたところが、応募が1者だけという状態です。別に競争に晒そくとかそういうことを思ってるわけではありませんけれども、あんまり健全な状態ではないような受け止めをしておりますけれども、この件について副市長としてのご見解をお願いします。

大谷副市長 結果から見れば、全国にわたって公募をしたんですけども、それに応えられたのがこの文化振興財団のみだったということではございます。この点については、実は、県内の文化施設も非常に苦しんでおりまして、昔であれば、例えば、これは固有名詞を出して申し訳ないんですけども、例えば県立美術館であればサントリーパブリシティサービスとか、こういったメジャーな応募者も手を挙げてこられたことはございましたけれども、最近では、県内のこういった市町立の文化施設についてはなかなか応募がないというのが実態でございます。ただ、おっしゃるとおり、1者のみこれだけの、6施設に1者のみの応募であったというところは、周知不足とは申しませんけれども、ちょっと残念な結果ではあったと思います。ただ、文化振興財団においては、その点も踏まえ、1者のみであるけれども、なんとか長門市の文化の灯を絶やさないようにということで統一的に臨んでこられたというふうに考えておりますので、結果としては非常に残念ではございますけれども、財団には頑張っていただきたいなどいうふうに感じているところでございます。

田村委員 他市の事例というか、全国の事例を今述べられましたけれども、その運営管理者の募集になかなか苦労する、それはどこもしてるんだということありますけ

れど、この長門市の文化施設については、条件に魅力がないんじゃないかというふうなことを思うんです。業務量に対して金額が合ってないとか。そういうことを踏まえて、今後の文化施設の運営のあり方っていうのを検討していかなければいけないのかと。その上で、なおかつ魅力的なその条件を提示をした上で、全国からの応募はあるけれども長門市文化振興財団が勝ち残ったというふうな将来を私は望むんすけれども、ちょっともう 1 度、そのあたりの条件について、副市長としてのお考えをお願いします。

大谷副市長 あくまで副市長としての立場ということでのお答えにはなりますけれども、例えばルネッサながとにしてみれば、伝統芸能のメッカは東京、大阪、特に文楽でございますけども、東京、大阪、山口、ここは、文楽協会からも三大メッカというふうに認知をされている、そういうれっきとした施設でございます。しかしご案内のとおり、今のところ狂言を除いて赤字が続いている状況。その中で運営をしてきています。そういう意味ではこの文化に対して市がどの程度予算化すればいいのか。これは本会議の質疑の中でも、ちょっと述べられておりましたけれども、ここを魅力的なものにするには、確かに文化に対する予算組み、このあたりを増額することは確かに重要ではございますけれども、本市としてはいつも申し上げておりますけれども、わずか 230 億円の予算の中で、文化にかけるお金、なかなか厳しいものがございまして、なんとか絞り出して今の指定管理者にお願いしているところでございます。この範囲内でなんとかやっていただけないかということで公募をかけている、このことはご理解いただきたいというふうに思います。個人的にはもう少し増えれば、とは思いますけれども、この長門市の財政を考えた時はこの金額でなんとかやっていただきたい、そういう思いでおります。

重村委員 私のほうからも何点か。この 21 号のこの議案で、もう今一度で、副市長のほうにお尋ねするしかないということで聞かせていただきます。長門市指定管理者の受け手の代表ということが大谷副市長である大谷恒雄さんということで、理事長という職にあたられて、受け手となります指定管理者なんですね。長い間もこの議論でそこらあたりっていうのが、市民に対しての説明責任がどうなのかとか、今回のこの 6 本のこの議案を見ても、公募するけれどもどなたも応募がない。要因の 1 つには、ひょっとしたら小さいところであれば応募してもいいなと思っても、相手が副市長の財団だからそれは無理だよねっていうような感覚を持たれる私は可能性もあると。だから、副市長がやっぱり指定管理者の受け手の代表理事であるということが、メリットもあるだろうし、デメリットも生む。そこにはいろんな懸念を払拭していくかといけないという現実を、やっぱり議会はいつの審査の時も、どうなのかということを聞いてきたというふうに思うんです。前回の審査の時に、施設の指定管理期間を一緒にしたいというようなご発言もあって、今回、5 年間ということで 6 本出てます。私が懸念するのは、ちょっと大変失礼な、副市長に対して質問になるかもしれませんけれども、この

長門市政における副市長である大谷恒雄さん、そして、これは財団の理事の中で互選によって決まった代表理事である大谷恒雄さん、これは関係って言いますか、長門市として充て職的に財団の理事に出られてるのか、それとも充て職ではない、1人の長門市の市政の代表として、その財団に理事として入らないといけないから出てるのか。懸念は、私この指定期間の5年間の間に、大谷副市長が副市長でなくなるということも私はありうると思うんです。5年ですから。そんな時に充て職的に、ここに代表理事で、指定管理者として、代表として受け取られるっていうのは後が非常に私は市政にとって困るなっていうふうに思うんです。ですから、ちょっとこの議案に対しての質疑にそぐわないかもしれませんけれども、まず、財団に出てる、理事として出てる大谷恒雄さんは充て職として出てるのか、それとも一長門市を代表する人材として出ていってるのか、これを確認させていただきたいというふうに思います。

大谷副市長 あくまでも私は長門市の充て職、市役所の充て職として、理事として参加しております。

重村委員 ということは、副市長を退任されるようなことがあれば、その時は全てこの文化財団の理事でもなくなるし、当然代表理事でもなくなるという考え方のもとで議会はいてよろしいですか。

大谷副市長 当然、私がこの副市長職を退任すれば、新たな副市長が理事として役員に加わります。それまでは私も代表理事の席におりますので、その互選によって私が解任ということになればもう当然解任されますし、次の理事がまた互選されれば、副市長が代表理事になるという関係にございます。

重村委員 それでは、最後にします。今、しっかりした見解を確認しました。議会もそのつもりで、やっぱり指定管理者の選任っていうのはしていかないといけないという認識を持ちました。私が懸念するのは、これだけの、確かに指定管理者の受け手っていうのがなかなか厳しい世の中で、確かに文化振興財団っていうのは、一生懸命、長門市の公共的な館の運営に対して、ご尽力をいただいているという認識は強く持っています。しかしながら、ひょっとして、先ほど言いましたようなことが起きた時に、次の人選っていうのはほんとに厳しいな。だから、そういうことも踏まえて、私は、全ての6館を統一的に運営するのにはデメリットもあるし、メリットもあるだろうけど、デメリットも考えながら、私は指定管理者っていうのは選考していかないといけないというふうな認識を持ってるんですけど、その見解を聞いて、最後にしたいというふうに思います。

副市長 当然、指定管理者の指定につきましては議会のご同意をいただきないとできないわけでございます。その上で、その代表理事がどのようにこの5年間の中で動くのか、そういったところも当然踏まえていただいた上で、この指定に同意をいただきたいとは思うんですけれども、ただ、代表理事はあくまでも互選によって選ばれた代表理事でございますから、向こう5年間をどのように運営していくか、これは私の個人的な話になりますけれども、理事会において、各理事に対し、5年間この6館をし

っかり運営していきたいということを提案し、全理事のご同意をいただいた上でこの提案に至ったわけでございますので、その点はぜひご理解を賜りたいと存じます。

重廣委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第 22 号「長門市俵山多目的交流広場の指定管理者の指定について」を議題といたします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

観光スポーツ文化部長 補足説明は特にございません。

重廣委員長 補足説明もないようでございますので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 22 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。これで総務産業常任委員会を散会いたします。どなたもご苦労様でした。

— 散会 11:54 —